

受託候補者特定基準

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点× 係数 | 評価点 | |
|--|---|---|---|-----|
| 1 実施方針等 | | | 110 | |
| (1) 業務の実施方針 | 基本仕様書を理解した実施方針であり、無理がなく適切で、かつ、経営の効率化やお客さまサービス向上に有効であるか。 | 5×2 | 10 | |
| | (2) 業務の実施方法 | ア 委託する各業務について、基本仕様書と整合した効率的な実施方法が示されているか。 | 5×1 | 5 |
| | | イ 収納率向上につながる具体的かつ効果的な提案があるか。 | 5×3 | 15 |
| | | ウ 発注者負担となる費用の予算管理、費用対効果に配慮された、具体的かつ効果的な提案となっているか。 | 5×3 | 15 |
| | | エ 新たにお客さまサービス向上となる具体的かつ効果的な提案があるか。 | 5×3 | 15 |
| | | オ 地域貢献性を有する現実的な提案があるか。 | 5×2 | 10 |
| | | (3) 業務の実施計画 | ア 円滑に業務を開始するために適切な計画（体制、スケジュール等）が具体的に示されているか。 | 5×1 |
| | イ 従業員に対する適切な研修計画（時期、内容等）が具体的に示されているか。 | | 5×2 | 10 |
| | ウ 最低賃金や同一労働同一賃金を遵守したうえ、役職以外の新規採用する従業員の確保に支障のない給料額が示されているか。（関係法令を遵守していない場合は、失格となる。） | | 5×3 | 15 |
| | エ 地元採用、実務経験者の雇用など従業員の確保に関し、組織としてどのような考え方を持っているか。 | | 5×2 | 10 |
| 2 実施体制等 | | | 90 | |
| (1) 実施体制 | ア 指揮命令について、系統、役割分担が明確かつ適切であるか。 | 5×1 | 5 | |
| | イ 配置予定の現場責任者及び副現場責任者について、どのような考え方で選任したのか。 | 5×3 | 15 | |
| | ウ 現場責任者、副現場責任者を除く従業員のうち、正社員を何人役（人工）確保し、正社員以外の者の質の確保等について具体的にどのように考えているか。また、合理的な根拠が認められるか。 | 5×3 | 15 | |
| | エ 災害時における応急措置等の体制が迅速かつ円滑に対応できる体制が備わっているか。 | 5×2 | 10 | |
| | (2) 実施能力 | ア 業務を円滑に遂行するための十分な資金力、経営基盤を有しているか。 | 5×3 | 15 |
| イ 円滑に業務を遂行するため、何をリスクとして認識しているか。それらのリスクに対して、どのような管理を行い、また、体制がとれるのか。 | | 5×3 | 15 | |
| ウ コンプライアンスに関し、組織としてどのように考察し、取り組んできたか。 | | 5×1 | 5 | |
| エ 障害者差別解消及び障害者雇用に関し、組織としてどのように考察し、取り組んできたか。 | | 5×1 | 5 | |

| | | | | |
|-----------------------|---|---|-----|-----|
| | | オ 良好な労働環境に関し、組織としてどのように考察し、取り組んできたか。 | 5×1 | 5 |
| 3 組織としての経験・能力 | | | | 40 |
| 契約内容に関する 専門知識・ノウハウ | ア | 大口滞納及び早期徴収の対策について、生活困窮者などの社会的弱者への対応を含め、組織としてこれまで、どのような考え方で取り組み、どのような実績を重ねてきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。 | 5×3 | 15 |
| | イ | 苦情処理について、組織としてどのような考え方で取り組んできたか。また、本市ではどのように取り組むのか。 | 5×2 | 10 |
| | ウ | 事故又は損害賠償案件が発生した時、組織としてどのような対応を行ってきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。 | 5×2 | 10 |
| | エ | 個人情報保護、情報セキュリティーについて、組織としてどのような対応を行ってきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。 | 5×1 | 5 |
| 合計 | | | | 240 |

注意事項

1 評価基準について

提案については、関係法令が遵守されること、また、基本仕様書との整合が取れていることを前提として、評価項目ごとに下表のとおり5点を限度として評価するものとし、受託候補者特定基準に示す係数を乗じて評価点とする。評価方法の詳細については、次のとおりとする。

- (1) 提案内容の一部又は全部が違法と認められる場合は、その提案者のした提案を無効（失格）とする。
- (2) 基本仕様書と整合しないときは、他の部分で優れた内容であっても点数を0とする場合がある。
- (3) 根拠や具体性がないなど、評価の判断材料に欠けるときは、点数を0とする場合がある。

| 区分 | 点 数 | | | | | |
|----|--------------------------|-----------|--------|---------------------|--------|-----------|
| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 評価 | ・記述がない。 ・基本仕様書に整合しない。 | 非常に劣っている。 | 劣っている。 | ・普通 ・現状程度の水準である。 | 優れている。 | 非常に優れている。 |

2 受託候補者の特定について

最高得点者（提案者の中で評価点の合計が最も高い提案書を提出した者）を受託候補者とするが、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 評価点の合計が満点の6割に達していない場合
- (2) 最高得点者が2者以上あったときに審査委員会の協議によって受託候補者に特定されなかった場合